

公益財団法人国際湖沼環境委員会定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、公益財団法人国際湖沼環境委員会（英語名「International Lake Environment Committee Foundation」、略称「ILEC」）という。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を滋賀県草津市に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、世界の湖沼とその流域の環境（以下「湖沼流域環境」という。）の健全な管理及びこれと調和した開発の在り方について、調査研究及び人材の育成を行うとともに、国際機関等による湖沼流域環境の保全に資する活動への支援と国際的な知識、経験、人材の交流を図り、もって我が国及び海外の湖沼流域環境の保全及び湖沼流域環境保全に関する国際協力の推進に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 我が国及び海外の湖沼流域環境及びその管理に関する情報の収集と提供
 - (2) 湖沼流域環境管理に関する調査研究の推進、知識の集約、及びそれら成果の普及
 - (3) 開発途上国における湖沼流域管理及び環境管理と調和した湖沼流域資源の開発計画策定に関する支援
 - (4) 湖沼流域環境及びその管理に関する研修や教育の実施
 - (5) 国際連合環境計画の実施する開発途上国における湖沼流域の環境保全に資する活動に対する協力や支援
 - (6) 湖沼流域環境保全に関する国際協力の推進等に資する国際機関、政府機関、地方機関若しくは研究機関又は非営利民間団体等との交流又は協働事業の推進
 - (7) その他この法人の目的を達成するために必要な事業
- 2 前項の事業は、我が国及び海外において行うものとする。

第3章 資産及び会計

(基本財産)

第5条 この法人の財産は、基本財産及びその他の財産とする。

2 基本財産は、評議員会において基本財産として決議した財産をもって構成し、財産目録に記載するものとする。

3 その他の財産は、基本財産以外の財産とする。

(基本財産の処分等)

第6条 基本財産は、この法人の事業の遂行上必要があるときは、理事会及び評議員会の決議により、その一部を処分し、若しくは基本財産から除外し、又はその全部若しくは一部を担保に供することができる。

(財産の管理)

第7条 この法人の財産は、理事長が善良な管理者の注意をもって管理するものとし、その管理の方法については、理事会の決議により定めるところによる。

(事業年度)

第8条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第9条 この法人の事業計画、収支予算書並びに資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事会の議決を経なければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 第1項の理事会の決議を経た書類については、毎事業年度の開始前に行政府に提出するものとする。

(暫定予算)

第10条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない事由により予算が成立しないときは、理事会の決議により、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じて収入及び支出をすることができる。

2 前項の規定による収入及び支出は、新たに成立した予算の収入及び支出とみなす。

(事業報告及び決算)

第11条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の付属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 正味財産増減計算書
- (5) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の付属明細書
- (6) 財産目録

2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第6号の書類については、定期評議員会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については、承認を受けなければならない。

3 第1項各号の書類その他法令で定める書類については、毎事業年度の終了後3箇月以内に行政府に提出するものとする。

4 貸借対照表は、法令で定めるところにより、定時評議員会の終結後遅滞なく公告しなければならない。

(長期借入金)

第12条 この法人が資金の借入れをしようとするときは、その事業年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、理事会の決議を経て、評議員会の承認を受けなければならない。

(重要な財産の処分等)

第13条 この法人が重要な財産の処分（基本財産の処分を除く。）または譲受けをしようとするときは、理事会の決議を経て、評議員会の承認を受けなければならない。

(義務の負担及び権利の放棄)

第14条 この法人が新たに義務を負担し、又は権利を放棄しようとするときは、予算に定めるものを除き、理事会の決議を経て、評議員会の承認を受けなければならない。

(公益目的取得財産残額の算定)

第15条 理事長は、法令の定めるところにより、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、第61条第1項第13号の書類に記載するものとする。

第4章 評議員

(評議員)

第16条 この法人に評議員3名以上9名以内を置く。

(評議員の選任等)

第17条 評議員の選任は、評議員会において行う。

2 評議員を選任する場合においては、次の要件のいずれも満たすものでなければならない。

- (1) 各評議員について、当該評議員及びその配偶者又は三親等内の親族（当該評議員と公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行令（以下「認定法施行令」という。）第4条各号に掲げる者を含む。）である評議員の合計数が評議員の総数の3分の1を超えないものであること。
- (2) 他の同一の団体（公益社団法人及び公益財団法人を除く。）の理事若しくは使用人又は認定法施行令第5条に掲げる者である評議員の合計数が評議員の総数の3分の1を超えないものであること。
- 3 評議員は、理事若しくは監事又はこの法人の使用人を兼ねることができない。
- 4 評議員に異動があったときは、2週間以内に登記し、登記完了後遅滞なく、その旨を行政庁に登記事項証明書その他必要な書類を添えて届け出なければならない。

(評議員の任期)

第18条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終の事業年度に関する

定時評議員会の終結の時までとする。

- 2 評議員は、再任することができる。
- 3 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 4 評議員は、第16条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

(評議員の報酬等及び費用)

第19条 評議員は、無報酬とする。

- 2 評議員には、その職務を遂行するために要する費用を支払うことができる。
- 3 前項の費用に関し必要な事項については、評議員会において別に定める役員等の報酬等の支給基準に定めるところによる。

(評議員の解任)

第20条 評議員会は、評議員が次の各号のいずれかに該当するときは、評議員（当該評議員及び決議について特別の利害関係を有する評議員を除く。）の全員の3分の2以上の多数による決議によって当該評議員を解任することができる。

- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
- (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。
- 2 前項の規定により評議員を解任しようとするときは、評議員会において、あらかじめ当該評議員に対して意見を陳述する機会を与えなければならない。

第5章 評議員会

(評議員会の設置)

第21条 この法人に、評議員会を置く。

- 2 評議員会は、すべての評議員をもって構成する。

(評議員会の権限)

第22条 評議員会は、次の事項について決議する。

- (1) 基本財産の処分又は除外の承認
- (2) 貸借対照表、正味財産増減計算書及び財産目録の承認
- (3) 理事及び監事の選任又は解任
- (4) 役員等の報酬等の支給基準の制定及び改廃
- (5) 定款の変更
- (6) 残余財産の処分
- (7) その他評議員会で議決するものとして法令又はこの定款で定められた事項
- 2 評議員会においては、法令で定める場合を除き、第25条第1項の規定により通知のあった当該評議員会の目的である事項以外の事項については、決議することができない。

(評議員会の開催)

- 第23条 評議員会は、定時評議員会及び臨時評議員会の2種類とする。
- 2 定時評議員会は、年1回、毎事業年度の終了後3箇月以内に開催する。
 - 3 臨時評議員会は、必要がある場合に開催することができる。

(評議員会の招集)

- 第24条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。
- 2 評議員は、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。
 - 3 前項の規定による請求があったときは、理事長は、遅滞なく、評議員会を招集しなければならない。

(評議員会の招集の通知)

- 第25条 評議員会の招集は、評議員会の開催日の4日前までに、各評議員に対して、会議の日時及び場所、目的である事項その他必要な事項を、書面による通知をして行わなければならぬ。この場合において、電磁的方法によることにつきあらかじめ承認を得た評議員に対する通知は、書面に代えて電磁的方法によって行うことができる。
- 2 前条及び前項の規定にかかわらず、評議員の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく評議員会を開催することができる。

(評議員会の議長)

- 第26条 評議員会の議長は、評議員会の開催の都度、出席した評議員の互選により選定する。

(評議員会の定足数)

- 第27条 評議員会は、評議員の過半数の出席がなければ開くことができない。

(評議員会の決議)

- 第28条 評議員会の決議は、法令又は次項その他この定款に別段の定めがある場合を除き、評議員（決議について特別の利害関係を有する評議員を除く。）の過半数が出席し、その過半数をもって行う。
- 2 次に掲げる事項の評議員会の決議は、評議員（決議について特別の利害関係を有する評議員を除く。）の全員の3分の2以上の多数をもって行わなければならない。
 - (1) 評議員、理事又は監事の解任
 - (2) 定款の変更
 - (3) 合併又は事業の譲渡
 - (4) その他法令又はこの定款で定める事項

(評議員会の決議の省略)

- 第29条 理事が評議員会の目的である事項について提案した場合において、その提案につき評

議員（当該事項について特別の利害関係を有する評議員を除く。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の評議員会の決議があったものとみなす。

（評議員会の報告の省略）

第30条 理事が評議員の全員に対して評議員会に報告すべき事項を通知した場合において、その事項を評議員会に報告することを要しないことにつき評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その事項の評議員会への報告があったものとみなす。

（評議員会の議事録）

第31条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成しなければならない。

2 前項の議事録には、作成に係る職務を行った者の氏名その他必要な事項を記載しなければならない。

（評議員会の運営）

第32条 評議員会の運営に関し必要な事項は、法令及びこの定款に定めるもののほか、評議員会において定めるところによる。

第6章 役員等

（役員）

第33条 この法人に、次の役員を置く。

(1) 理事 3名以上9名以内

(2) 監事 3名以内

2 理事のうちから1名を理事長とする。

3 理事（理事長を除く。）のうちから副理事長1名及び専務理事1名を置くことができる。

4 理事長は一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「法人法」という。）による代表理事とし、前項の規定により置かれる副理事長及び専務理事は法人法第197条において準用する法人法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

（役員の選任等）

第34条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

2 理事長、副理事長及び専務理事は、理事会の決議によって理事のうちから選定する。

3 理事長、理事又は監事に異動があったときは、2週間以内に登記し、登記完了後遅滞なく、その旨を行政庁に登記事項証明書その他必要な書類を添えて届け出なければならない。

（理事の職務）

第35条 理事長は、この法人を代表し、その業務を執行する。

2 副理事長は、理事長を補佐し、この法人の業務を執行する。

- 3 専務理事は、理事長及び副理事長を補佐し、その意を受けてこの法人の業務を処理する。
- 4 理事は、理事会を組織し、法令及びこの定款に定めるところにより、その職務を執行する。
- 5 第1項から前項までに定めるもののほか、理事長、副理事長及び専務理事の権限は、理事会が別に定めるところによる。
- 6 理事長、副理事長及び専務理事は、毎事業年度毎に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務)

- 第36条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、その職務を行うとともに、監査報告を作成する。
- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員の任期)

- 第37条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終の事業年度に関する定期評議員会の終結の時までとする。
- 2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終の事業年度に関する定期評議員会の終結の時までとする。
 - 3 理事又は監事は、再任することができる。
 - 4 任期の満了前に退任した理事又は監事の補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
 - 5 理事又は監事は、第33条1項に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員の報酬等及び費用)

- 第38条 理事及び監事には、評議員会において別に定める役員等の報酬等の支給基準に従って算定した額を、報酬等として支給することができる。
- 2 理事及び監事には、その職務を遂行するために要する費用を支給することができる。
 - 3 前2項の報酬等及び費用に関し必要な事項については、評議員会において別に定める役員等の報酬等の支給基準に定めるところによる。

(役員の解任)

- 第39条 評議員会は、理事又は監事が次の各号のいずれかに該当するときは、評議員（決議について特別の利害関係を有する評議員を除く。）の全員の3分の2以上の多数による決議によって当該理事又は監事を解任することができる。
- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
 - (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。
- 2 前項の規定により理事又は監事を解任しようとするときは、評議員会において、あらかじめ当該理事又は監事に対して意見を陳述する機会を与えなければならない。

(役員の賠償責任の一部免除)

第40条 理事又は監事の法人法第198条において準用する法人法第111条第1項の賠償責任については、法人法第198条において準用する法人法第112条又は第113条の規定による賠償責任の免除によるほか、当該理事又は監事が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がない場合において責任の原因となった事実の内容、当該理事又は監事の職務執行の状況その他の事情を勘案して特に必要と認めるときは、法人法第113条の最低責任限度額を控除して得た額を限度として、理事会の決議によって免除することができる。

(顧問)

第41条 この法人に、任意の機関として、3名以内の顧問を置くことができる。

2 顧問は、次の職務を行う。

- (1) 理事長の相談に応じること。
- (2) 理事会から諮問された事項について参考意見を述べること。

3 顧問の選任及び解任は、理事会において決議する。

4 顧問の報酬は、無報酬とする。

5 顧問には、その職務を遂行するために要する費用を弁償することができる。

第7章 理事会

(理事会の設置)

第42条 この法人に、理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(理事会の権限)

第43条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 理事長、副理事長及び専務理事の選定及び解職
- (4) その他理事会で決議するものとして法令又はこの定款で定める事項

(理事会の開催)

第44条 理事会は、毎事業年度に2回以上開催する。

(理事会の招集)

第45条 理事会は、理事長が招集する。ただし、法令の別段の定めによる場合を除く。

- 2 前項本文の場合において、理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、理事会があらかじめ指定する理事が理事会を招集する。
- 3 理事会の招集は、理事会の開催日の4日前までに、各理事及び各監事に対して、会議の日時及び場所並びに目的である事項を通知して行う。

4 前3項の規定にかかわらず、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく理事会を開催することができる。

(理事会の議長)

第46条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。ただし、理事長以外の者が理事会を招集した場合にあっては、出席した理事の互選により理事会の議長を選定する。

(理事会の定足数)

第47条 理事会は、理事の過半数の出席がなければ開くことはできない。

(理事会の決議)

第48条 理事会の決議は、法令又はこの定款に別段の定めがある場合を除き、理事（議決について特別の利害関係を有する理事を除く。）の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(理事会の決議の省略)

第49条 理事が理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、その提案につき理事（当該事項について特別の利害関係を有する理事を除く。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があつたものとみなす。ただし、その提案について監事が異議を述べたときは、この限りでない。

(理事会の報告の省略)

第50条 理事又は監事が理事及び監事の全員に対して理事会に報告すべき事項を通知したときは、その事項を理事会に報告することを要しない。

2 前項の規定は、第35条第6項の規定による職務の執行の状況の報告については、適用しない。

(理事会の議事録)

第51条 理事会の議事録については、法令で定めるところにより、議事録を作成しなければならない。

2 理事会に出席した理事長（理事会に理事長が出席していない場合にあっては、出席した各理事）及び出席した監事は、前項の議事録に署名するものとする。

3 前項の規定にかかわらず、第49条の規定により理事会の決議があつたものとみなされ、又は前条第1項の規定により理事会への報告を要しない場合においては、第1項の議事録には、作成に係る職務を行った理事の氏名その他必要な事項を記載しなければならない。

(理事会の運営)

第52条 理事会の運営に関し必要な事項は、法令及びこの定款に定めるもののほか、理事会において定めるところによる。

(科学委員会)

第53条 この法人の目的の達成及び事業の円滑な遂行を図るため、この法人に科学委員会を置く。

- 2 科学委員会の委員は、我が国内外の湖沼流域環境及びその管理に関する学識経験者のうちから、科学委員会において推薦し、理事会及び評議員会の承認を受けて理事長が委嘱する。
- 3 科学委員会の委員の任期は、3年とする。ただし、再任することを妨げない。
- 4 科学委員会は、湖沼流域環境及びその管理に関する知識の交流のための調査検討及び情報交換を行うとともに、この法人の事業に関する科学的な事項について調査審議し、理事長の諮問に応じ、理事長に対して助言することができる。
- 5 第1項から前項までに定めるもののほか、科学委員会に関し必要な事項は、科学委員会が理事会の承認を受けて定める。

第9章 定款の変更、合併、解散等

(定款の変更)

第54条 この定款は、評議員会において、評議員（決議について特別の利害関係を有する評議員を除く。）の全員の3分の2以上の多数による決議によって変更することができる。

- 2 法人法第200条第2項の規定に基づき、第3条、第4条、第17条及び第20条の規定についても、前項の規定によって変更することができる。
- 3 第57条の規定については、第1項の規定にかかわらず、変更することができない。

(合併等)

第55条 この法人は、評議員会において評議員（決議について特別の利害関係を有する評議員を除く。）の全員の3分の2以上の多数による決議により、法人法第5章の規定による合併又はこの法人の事業の全部若しくは一部の譲渡をすることができる。

(解散)

第56条 この法人は、基本財産の滅失によるこの法人の目的である事業の成功の不能その他法令で定められた事由によって解散する。

(公益目的取得財産残額の贈与)

第57条 この法人が公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益社団法人又は公益財団法人である場合を除く。）には、評議員会の決議により、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から1箇月以内に、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（以下「認定法」という。）第5条第17号に掲げる法人又は地方公共団体に贈与するものとする。

(残余財産の帰属)

第58条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、評議員会の決議により、認定

法第5条17号に掲げる法人又は地方公共団体に贈与するものとする。

第10章 公告の方法

(公告の方法)

第59条 この法人の公告は、電子公告により行う。

- 2 事故その他やむを得ない事由によって前項の電子公告をすることができない場合は、官報に掲載する方法による。

第11章 事務局

(事務局)

第60条 この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

- 2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。
3 事務局長その他の重要な職員の選任及び解任は、理事会の決議により行う。
4 前項に規定する重要な職員以外の職員は、理事長が任免する。
5 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議を得て、理事長が定める。

(書類及び帳簿の備置き等)

第61条 この法人の事務所には、次に掲げる書類及び帳簿を備え置かなければならない。

- (1) 定款
(2) 役員等名簿
(3) 事業計画書
(4) 収支予算書
(5) 資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類
(6) 評議員会及び理事会の議事録
(7) 貸借対照表
(8) 正味財産増減計算書
(9) 財産目録
(10) 事業報告
(11) 附属明細書
(12) 監査報告書
(13) 組織運営及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する重要なものを記載した書類
(14) 役員等の報酬等の支給基準
(15) その他法令で定める書類及び帳簿

- 2 前項各号の書類及び帳簿の保存及び閲覧については、法令の定めによるほか、理事会が定めるところによる。

第12章 補則

(委任)

第62条 この定款に定めるもののほか、この法人の運営に関する必要な事項は、理事会の決議を経て、理事長が別に定める。

附 則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(以下「整備法」という。)第106条第1項に定める公益財団法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 整備法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記及び公益財団法人の設立の登記を行ったときは、第8条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。
- 3 この法人の最初の代表理事である理事長は、浜中 裕徳 とする。